



平成17年(2005年) 3/5 第1068号

発行：小平市 編集：企画財政部 広報広聴課 〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333番地 ☎042(341) 1211(代表)

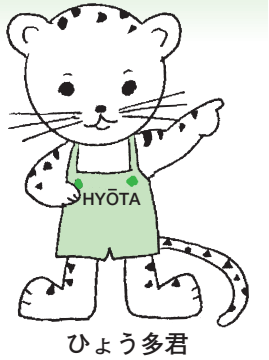
# 市報 ふれあい

4月1日から 市の組織が 変わります 詳しくは4・5面へ

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール [info@city.kodaira.tokyo.jp](mailto:info@city.kodaira.tokyo.jp) ◇こだいらテレホンガイド ☎042(342)1222

## 小平市長選挙

投票日 4月3日(日) 午前7時～午後8時



ひょう多君

任期満了に伴う小平市長選挙は、3月27日(日)に告示され、4月3日(日)に投票が行われます。投票できる時間は、午前7時から午後8時までです。

### 投票できる方

次の要件すべてに該当する方です。  
▽昭和60年4月4日以前に生まれている  
▽平成16年12月26日までに小平市に転入届を提出している

▽平成17年4月3日まで引き続き小平市に住んでいる  
※投票所は、投票所入場整理券に記載されていますので、確認してください。

### 期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどの理由で投票所へ行けない見込みの方は、下表の場所・期間に期日前投票

票ができません。  
※投票所入場整理券を持参してください。

### 不在者投票

次の事由に該当する場合は、事前に不在者投票ができます。

### 不在者投票

▽遠隔地での仕事やレジャーなどで遠方に滞在している方は、小平市選挙管理委員会から投票用紙などを取り寄せれば、滞在先の選挙管理委員会でも不在者投票ができます。

### 郵便などによる不在者投票

在宅の重度の身体障害者や戦傷病者で、選挙管理委員会の発行する「郵便等投票証明書」を所有する方は在宅のまま郵便などによる不在者投票ができます。

### 必要なのは「控」とも

に必ず切手をはった返信用封筒を同封してください。

### 申告の相談は

税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスをしています。

### インターネットで確定申告書が作成できます

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「所得税の確定申告書作成コーナー」で、税務署提出用の申告書を作成することができます。

### ※土地・建物などの譲渡所得のある方など、利用できる場合があります。

### ▽申告書は郵送などでも提出できます。申告書「控」

期日前(不在者)投票所の開設期間

場所	開設期間
健康センター 4階	3月28日(月)～4月2日(土)
西部市民センター (小川西町公民館ホール)	3月30日(水)～4月1日(金)
東部市民センター 集会室	

※時間は、いずれも午前8時30分～午後8時です。 ※駐車場が狭いので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

## 市民税・都民税の 申告期限が近づいています

平成17年度の市民税・都民税の申告期限は3月15日(火)です。例年、期限間際になると受付窓口がたいへん混雑しますので、早めに申告してください。

なお、勤務先から小平市役所に給与支払報告書が提出されている方や、税務署に所得税の確定申告書を提出する方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。

### 市民税・都民税の 申告が必要な方

平成17年1月1日現在、市内に住んでいて、平成16年中に所得があり、次に該当する方。

▽給与所得者で勤務先から小平市役所へ給与支払報告書の提出がない方(勤務先で年末調整をしていない方は、税務署で所得税の確定申告をすると源泉徴収され

になります。 問合せ 東村山税務署(〒189-8555 東村山本町1-20-22) ☎042(394)6811

た所得税が戻ることがあります。

▽給与所得に加えて、不動産、配当、雑所得など給与以外の所得があった方(給与以外の所得が20万円を超える方は、税務署で所得税の確定申告をしてください)

▽平成17年1月1日現在、市内に住所はないが、市内に事務所、事業所または家屋敷がある方



市役所税務課で申告している様子

### 収入がなかった方

平成16年中無収入の方でも申告書が届いた場合は、非課税証明書の発行、国民健康保険税算定の基礎資料などとなりますので、申告書の裏面に必要事項を記入のうえ申告してください。

### 申告の相談は

とき 3月15日(火)までの月曜～金曜日 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分

※申告書は、郵送などでも受け付けています。

問合せ 市民税課 ☎042(346)9522

## 交通安全講習会

とき	ところ
3月21日(月・振休)	学園東町地域センター
3月22日(火)	上宿公民館
3月23日(水)	小川西町地域センター
3月24日(木)	花小金井北公民館
3月25日(金)	美園地域センター
3月26日(土)	東部市民センター
3月27日(日)	学園西町地域センター
3月28日(月)	大沼地域センター
3月29日(火)	中央公民館

※時間は、いずれも午後6時15分～7時です(受付は6時から)。

正しい交通ルールやマナーを身につけ、安全に車を運転するため、講習会を実施します。

日程 右表のとおり 内容 映画と講話 申込み 当日、会場へ 問合せ 小平警察署 ☎042(343)0110内線4152

## 東村山税務署 確定申告は3月15日(火)までに

所得税の確定申告や、医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除、中途退職、年末調整をしていないなどの理由で所得税の還付を受けるときは、税務署への申告が必要です。

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付が受けられません。所得税が還付になる方は、必ず税務署へ申告してください。

### 申告の注意

▽所得税、贈与税の申告と

納税は3月15日(火)までです

▽個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(木)までです

▽期限が近づくと、税務署の窓口はたいへん混雑します。申告と納税は、早めに済ませましょう

▽土曜・日曜日、祝日に申告書などを提出する場合は、税務署正門左側の時間外文書收受箱をご利用ください

▽期前申告書を作成できる場合があります

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「所得税の確定申告書作成コーナー」で、税務署提出用の申告書を作成することができます。

※土地・建物などの譲渡所得のある方など、利用できる場合があります。

### ▽申告書は郵送などでも提出できます。申告書「控」

必要な方は、「控」ともに必ず切手をはった返信用封筒を同封してください。

### 申告の相談は

税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスをしています。

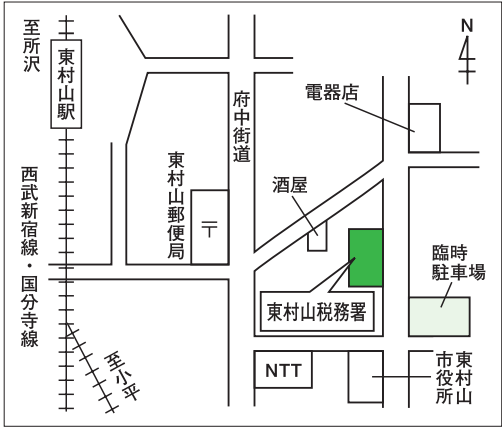
◆納税は口座振替で

所得税、消費税などの納税には、口座振替が便利です。口座振替の手続きは、

預貯金先の金融機関または税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出していただくだけです。

なお、振替納税をご利用の方は、所得税は4月19日

費税は4月26日(火)に、指定の口座から引き落とし



## ごみと資源の出し方 パンフレットを 戸別配布します

市では、パンフレット「私のまちのごみと資源の出し方(平成17年4月保存版)」を作成しました。

このパンフレットを、3月中旬から下旬にかけて、皆さんに戸別配布します。ぜひ一度、ごみと資源の出し方をご確認ください。 問合せ リサイクル推進課 ☎042(346)9535

## 市税の納め忘れは ありませんか

平成16年度の市税(市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は、いずれも納期が過ぎました。まだ納めていない方は早急に納付してください。

納期を過ぎると延滞金が増えるばかりでなく、「差し押さえ」などの滞納処分を受けることがあります。

※当日の入口は庁舎北側となります。 問合せ 収納課 ☎042(346)9527・9528